

日レセソフトご利用医療機関 御中

(株) エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 山本

新型コロナウイルス感染症に係る検査の新マスタの提供について

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

昨日「11/18」開発元より、新型コロナウイルス感染症に係る検査の新マスタの提供がありましたので、お知らせ致します。

併せて、弊社ホームページへ「新型コロナウイルス感染症に係る検査の請求方法について（第3版）」を掲載しておりますので、ご確認ください。

1. 新設されたマスタ

診療行為コード	名称	点数	判断料
160224750	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託)	1,800 点	微生物学的 検査断料
160224850	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託以外)	1,350 点	

2. 検査料の取り扱いについて

2020年11月11日付の厚労省からの文書「検査料の点数の取扱いについて」は以下のとおりです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000693799.pdf>

<内容抜粋>

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARSCoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出（以下、「SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出」という。）を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 6 月 25 日健感発 0625 第 5 号）の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、本区分「11」のインフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2 核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）については、別に算定できない。

3. 資料「新型コロナウイルス感染症に係る検査の請求方法について（第 3 版）」のについて
下記の弊社ホームページより、ご参照いただけます。

<https://eorca.sakura.ne.jp/doc/support/S20201119.pdf>

以上

※本資料は弊社ホームページ（<https://eorca.sakura.ne.jp/>）にも掲載しております。